

太平洋戦争期フィリピンにおける日本語教育

神谷 道夫

キーワード：太平洋戦争 軍政下の日本語教育 フィリピン 小出詞子

0. はじめに

太平洋戦争期、現在の東南アジア地域の占領地（以下、南方）で、日本の植民地であった朝鮮・台湾、旧満州を含む中国の占領地と同様に国策として広く日本語教育が行なわれた。戦前・戦中の植民地における日本語教育、戦中の南方における日本語教育が戦後の日本語教育、特に教授法（特に直接法中心主義）、教科書内容（文型の提出順等）等に影響を与えていることは否定できない。したがって当時の同地域における日本語教育がいかなるものであったかを資料等から説明することにまず意義があると考えられる。

本稿では当時の南方占領諸地域のうち、フィリピンにおける日本語教育がいかなるものであったかについて述べる。先行研究¹⁾では日本語教育の教授法や具体的にどのような日本語教育が行なわれたかについてはあまりふれられていない。本稿ではその点に関して多少ともカバーしたつもりである。

※本稿は、私の 1998 年度拓殖大学大学院言語教育研究科提出修士論文の一部を加筆修正したものである。なお、フィリピンにおいて南方派遣日本語教育要員として日本語教育に従事されていた小出詞子先生からお話を伺う機会を得た（1998.10/12）。

1. 太平洋戦争期の南方諸地域の概要

太平洋戦争期、日本は現在の東南アジア地域のインドネシア、フィリピン、マレーシア、シンガポール、ビルマを占領下におき、軍政を施行した。南方占領地域は陸軍主担任地域と海軍主担任地域とに分けられ、陸軍はフィリピン、英領マレー・ボルネオ、ビルマ、スマトラ、ジャワを担当し、海軍はその他の占領地域を担当した。陸軍主担任地域においては地域ごとに南方各軍のもと行政統治機構として軍政監部が設立され、日本語教育も軍政の一環として行なわれた。ジャワとマレーでは終戦まで軍政が施行されたが、ビルマは 1943 年 8 月、フィリピンは同年 10 月にそれぞれ日本の指示のもと名目上の独立（以下、＜独立＞）をしているのでその時点で軍政は撤廃され軍政監部も改組縮小された。

2. 政府・軍部の南方に対する日本語教育政策

政府・軍部（以下、中央）の企図した南方に対する日本語教育の目的は、当時の帝国議会と大東亜建設審議会議事録、南方の各軍政監部の公報等をみると以下の三点にまとめることができる。

①日本語により「大東亜共栄圏構想」の理念を普及、徹底し、日本文化の浸透を図る②日本語を「大東亜共栄圏」の共通言語とする。③円滑なる軍政の遂行。

日本語教育政策に関しては、まず1942年5月大東亜建設審議会総会で言語政策の基本理念として、①「大東亜」の共通語としての日本語の普及を図る。②現地固有語はなるべくこれを尊重。③欧米語は速やかにこれを廃止、の三点を骨子とすることが決定された²⁾。続いて42年8月の閣議決定により、南方での日本語教育に関する諸方策ならびに教科書の編纂、日本語教育要員の養成については陸海軍の要求に基づき文部省が企画立案することとなった。これにより南方での日本語教育は完全に軍主導のもと進められていくことになった。日本語教育の具体的な指針については43年10月に「南方諸地域ニ於ケル日本語教育ニ関スル件」通牒として南方各軍に通達されている。同通牒より要点のみを抜粋してまとめると以下のとおりである³⁾。

①軍政遂行を円滑にするために、まず日常生活に必要な日本語に習熟させることを第1義とし、日本文化の浸透、日本語を「大東亜」の共通語とするの2点を日本語教育の最終的な目標としている。②教授法は直接法を原則とする。③仮名遣いは歴史的仮名遣いで統一し、表音仮名遣いは用いない。ローマ字表記は廃止。④日本語教科書は原則として文部省著作南方諸地域用日本語教科用図書を使用する。

中央としては、上記の通牒により南方における日本語教育の標準化・統一を図ったが、この通牒が通達されたのは開戦後二年近くたってからであり、その時点ではすでに各地域ごとに軍政監部によって日本語教育が実施されており、表記の基準や使用教科書も異なり、この通達は必ずしも徹底しなかった。

以上より、中央の南方に対する日本語教育政策策定の経緯についてみると、まず言語政策の基本理念の確定→日本語普及のための諸施策の決定（文部省での日本語教科書の編纂、日本語教育要員の養成など）→日本語教育の具体的な指針の決定（教授法、表記の基準等）の順をおって政策が策定されていった。

3. フィリピンにおける日本語教育

3.1. フィリピン軍政の概要

1942年1月2日に日本軍はマニラに進軍し、その翌日に、「軍政布告ニ関スル件」が布告され軍政が開始された。行政統治機構として陸軍第14軍のもと軍政監

部が設置された（占領当初は軍政部）が、ジャワ・マレー地域とは異なり、フィリピンでは軍政の組織中にフィリピン人によって組織された比島行政府が置かれ軍政監部の指示を受けて一般民衆に対する行政を行なうという間接統治の形がとられた。43年10月14日、フィリピンが「独立」をすると軍政監部は改組縮小され軍政は撤廃された。

3.2. 軍政下における教育の基本方針と日本語教育の目的

軍政施行1ヵ月後の1942年2月17日に比島軍司令官名で比島行政府長官に対しフィリピンにおける教育の基本方針を定めた「教育ノ根本方針ニ関スル件」という訓令を発している。その全文は下記のとおりである⁴⁾。

- 一、東亜共栄圏ノ一環トシテ新秩序建設ノ意義ヲ認識セシメ之ニ対スル比島ノ寄与スベキ負担ヲ理解シ日比親善関係ヲ十分ニ強化スルコト
- 二、欧米特ニ米英依存ノ思想ヲ根絶シ東洋人タルノ自覚ニ基ク比島文化ヲ建設スルコト
- 三、物質ノ偏重ヲ排シ道義ノ涵養ニ努ムルコト
- 四、日本語ノ普及ヲ図ルト共ニ英語ノ使用ハ漸ヲ追ヒ之ヲ廃スルコト
- 五、初等教育ノ普及並ニ実業教育ノ振興ニ重点ヲ置クコト
- 六、勤勞精神ヲ鼓吹スルコト

また、上記の訓令の解説として「本訓令ハ比島教育革新ノ根本方針ヲ指示セルモノナリ比島ヲシテ大東亜共栄圏ノ一環トシテ存在スル意義ヲ認識セシメ新秩序建設ニ寄与スベク指導スルコトヲ教育ノ根本精神トス之ガ為ニ初等教育ノ普及実業教育ノ振興ニ重点ヲ置キ日本語及タガログ語ヲ普及セシムルト共ニ英米依存主義ヲ根絶シ（後略）」とある。これを見るかぎり、日本語教育の目的はフィリピン人に「大東亜共栄圏構想」を理解させそれに協力させるという一点にあるといえる。他の地域、例えばジャワ地域では「円滑なる軍政遂行のための実用的な日本語教育」といった点が軍政監部の布告にあるが、フィリピンではそのような点は取り上げられていない。日本語教育の目的では、フィリピンと他の南方諸地域とでは差異があるが、教育の基本方針では以下の点で共通している。

- ①「大東亜共栄圏の一環としての使命を自覚、認識させる」ことを教育方針の基本としている。
- ②旧宗主国崇拜観念の一扫。
- ③教育の重点を「日本語の普及」「初等教育の普及・向上」「実業教育の振興」の三点においている。

3.3. 日本語教育の実際

3.3.1. 軍政初期の日本語教育

軍政初期の日本語教育について、フィリピン占領軍であった陸軍第14軍司令部の軍政に関する報告を見ると「ミサヤップ、パラシ等各守備隊駐屯地ニ於テモ警備隊ガ中心トナリ日本語ノ普及ニ努メツツアリ」「ダバオ市内ニ於イテハ州市官吏並比人小学校児童ニ対シ日本語ヲ教授シアル（中略）ブギノドン、ラチオ各州ニ於テモ当支部出張所ニ於イテハ警備隊ノ協力ヲ得テ各々日本語学校ヲ開設」などとあり⁵⁾ 主に各駐屯部隊の将兵が中心となって局地的に日本語教育を行っていたことが分かる。また、この時期の日本語教育はほとんどが一般成人を対象に行なわれたものであった。

3.3.2. 日本語教育の具体的指針

日本語教育の具体的指針（教授法、表記の基準等）について軍政監部から明示通達されたものは見当たらない。ただし第一四軍報道部（当初は軍宣伝班）日本語普及班では1943年1月に「昭和一八年度宣伝計画ニ依ル日本語普及班計画案」⁶⁾（以下、「計画案」。軍内部の計画案であり一般に通達されたものではない。）を作成し、日本語普及要領として以下の点を挙げている。

- 一、日本語ハ日本精神ノ源泉ナリ故ニ一語一句ナリトモ疎カニスル事ナク（中略）
国語ノ尊厳ヲ犯ス事ナキ様注意スルヲ要ス
- 二、日本語普及ハ比島在住全テノ日本人ノ重大責任ナリ 軍官民タルヲ問ハズ真摯熱烈ナル精神ヲ以テ明ルク正シキ日本語ヲタトヘ一語ナリトモ多クノ比島人ニ正確ニ習得セシメルガ如ク機会アル毎ニ努ムルヲ要ス 而シテ態度ハ極メテ温和懇切ナルヘシ
- 三、比島人ノ発音習慣訛等特ニ各方言発音特質並ニ比島人ノ英語西語ノ特異的発音習慣等ニ留意シ彼等ガ極メテ容易ニ習得シ得ルガ如キ方法ニテ日本語普及ヲ計ル 但シ日本語ノ発音ハ之等ノ影響ニ依リ些カモ変化ヲ受ケザル様極力注意ス
- 四、始メヨリ日本語ヲ以テ日本語ヲ教フルヲ原則トス 習得者ノ語学能力ノ程度ニ依リ多少ノ差異アルモ最初ハ最モ簡易ニシテ而モ基礎的ナル日本語ヲ正シク反復シ教授ス可成ク英語或ハ西語ヲ教授ノ媒介ニ使用セズ 但シ万已ヲ得ザル場合ハ最低限度ニ留ムルヲ要ス

上記の「計画案」をみると具体的な日本語教授指針については、「日本語ヲ以テ日本語ヲ教授スルヲ原則」つまり直接法を原則とし、基礎的な日本語を反復学習、音声教育に留意といった点しか挙げられていない。

3.3.3. 日本語教師養成と日本語教育要員

軍政下のフィリピンでは、初等教育から高等教育まで全ての教育機関で日本語が必修とされた。戦闘の影響で閉鎖されていた教育機関は1942年6月より順次、初等教育機関から再開されていった。当時マニラ軍政監部司政官であった内山良男によると、小学校において公式に日本語教育が必修とされたのは1943年1月からである⁷⁾。それまでは、一部の小学校で駐屯部隊の兵隊や在留邦人が教えていたが、局部的なものであり組織的な教育は行なわれていなかった。軍政期当初は日本語教員の絶対数が不足していたため、それを解消するため軍政監部は1942年8月にフィリピン人の教師を対象に教員訓練所を設置し、小学校の日本語教師養成を始めた。養成期間は第1回第2回が各3ヵ月半、第3回が4ヵ月、第4回から第6回が5ヵ月である。養成人数は第1回・2回が160名、第3回以降は280名で約1200名の教員が養成されている。教員訓練所での教授科目は日本語、日本文化、日本歴史、体操音楽等であった⁸⁾。日本語の教材は『ハナシコトバ』上中下(大陸向けに編纂された初級日本語教科書)⁹⁾、『日本語読本』巻一・巻二(『ハナシコトバ』を終了した学習者を対象にした初級後半の教科書)¹⁰⁾を使用し、主に日本国内からの日本語要員や在留邦人が教授にあたった。養成期間を終わったフィリピン人日本語教師の日本語教授能力は、当初の卒業生は『ハナシコトバ』の上を教えられる程度のレベルであったが、後半の卒業生は『ハナシコトバ』上中下を教えられるレベルにあったという¹¹⁾。『ハナシコトバ』上中下というと大体初級前半を指導できるレベルにある。教員訓練所の第1回生160名は1942年12月中旬に卒業し、それに伴って前述のとおり1943年1月より小学校において日本語が必修とされた。中等教育における日本語教員の養成は、フィリピン人で中等教員の資格を有する者を対象に日本語専門学校が1943年10月に設立された¹²⁾。ただし修業年限は2年となっており、1945年8月には終戦を迎えているので実際に活動する場はなかったと思われる。1943年に入ると、軍政監令あるいは告示として「比島日本語教員ノ資格ニ関スル件」(43年5月)「日本語教員資格検定ニ関スル件」等が通達され日本語教員検定試験が実施された。日本語教員検定試験には初級と中級があり、初級に合格すれば小学校で、中級に合格すれば中等学校で教える資格が与えられた。石黒修(1943)¹³⁾に初級の試験問題が掲載されている。それを見ると、和文英訳、英文和訳、文法問題が中心で問題文は『ハナシコトバ』に提示されているもの、あるいは単語を一部かえたものである。日本語能力をはかるだけの問題のみで日本語教授能力をはかるような問題は出題されていない。日本語の初級の能力だけを習得したものが教壇にたったわけである。

フィリピンの日本語教員は、上述の教員訓練所の卒業生ならびに日本語教員検

定試験の合格者、つまりフィリピン人教師が数のうえでは中心となったが、1942年12月に日本語の軍政要員が、43年1月に南方派遣日本語教育要員（以下、日本語教育要員）69名が到着し¹⁴⁾ 日本語教育は質の面でも整備されていく。第1陣の日本語教育要員69名のうち約20名はマニラで教鞭をとり、残りは地方に派遣された。派遣された教育機関は、大学、師範学校などの高等教育機関が中心であった¹⁵⁾。その後、日本語教育要員は第4回まで派遣され延べ人員は約180名に及んだ。

3.3.4. 学校教育における日本語教育

小学校では全学年で毎日20分（フィリピンの小学校における1時限に当たる）の日本語教育が課せられた¹⁶⁾。この点に関して、当時軍政監部総務部長の宇都宮直賢は「比島文部当局（フィリピン人で組織されている）は小学3、4年から開始したい希望だったが幼児から教育した方が容易だとのわが方の理由で、英語と同様小学一年から実施（※筆者注：米国統治時代の英語教育と同様に）したらしい¹⁷⁾と述べている。小学校で使用された教科書は、内山（1944）¹⁸⁾によると、全学年で『ハナシコトバ』上中下が使用され、それが終了すると『日本語読本』巻一に進んだとあるが、小出先生によると、「自分の授業では『ハナシコトバ』終了後は『日本語読本』は使用せずに自作のプリントなどを使って授業をしていた」とのことである。他に、軍政監部が編纂し比島行政府教育厚生部が発行した『ウタノホン』（日本の唱歌を集めたもの）も使用されていた。中等教育機関は、初等中学校が1943年1月に再開され、日本語の授業は毎日40分週に200分実施された。教科書は小学校と同様『ハナシコトバ』が使用された。専門学校や大学などの高等教育機関では日本語の履修は卒業の条件と定められたが、日本語の授業にはあまり多くの時間を割けず、『ハナシコトバ』程度で終わる者が多かったようである¹⁹⁾。

学校教育で日本語が正課・必修とされたのは他の南方諸地域と同様であるが、これはあくまでも日本の軍政期においてのことである。フィリピンは1943年10月に＜独立＞をしている。軍政下においては日本語はタガログ語とならんで公用語とされた。しかし、＜独立＞後のフィリピン共和国憲法では「政府ハ国語トシテノタガログ語ノ発達及ビ普及ニ資スル措置ヲ執ルベシ」²⁰⁾とあり、タガログ語を国語として位置付け、日本語については触れられていない。また新生フィリピン共和国大統領であるホセ・P・ラウレルは日本語は今後は外国語として学習させることを決定し、公教育では日本語は選択科目となった。この点に関して小出先生は「独立後は授業時間数も生徒数も減った」と述べている。

軍政下では全ての教育機関で日本語が正課・必修とされたが、その期間は実際

には1年に満たなかった。

3.3.5. 成人に対する日本語教育、日本語普及

成人に対する日本語教育、日本語普及については、第14軍報道部で昭和一八年度日本語普及計画として第1期～3期に分けて下記のような計画案を作成している²¹⁾。

①第1期(1943年1月～3月末日)

日本語普及活動として軍報道部の各班が下記のような活動をする計画をたてている。

音楽班：全比島人が先天的ニ音楽ヲ愛好スル点ヲ利用シ日本音楽ニ依リ日本語ヲ普及ス国民学校ニテ教フル簡易ナル歌詞ヨリ軍歌等ニ至ルマデ内容野卑ナラザルモノヲ選ビ美シキ日本語ヲ楽シク無意識ノ中ニ習得セシム

新聞班：普及力極メテ大ナル新聞紙ニ依リ現行ノ日本語講義ヲ土語新聞又外国語新聞等ニ掲載シ一般人ノ指導ニ任ズ

映画班：字幕発声其ノ他上映公告等事情ノ許ス限り日本語ヲ使用ス

放送班：日本語講座ヲ実施ス

宗教班：精神的ニ民衆ト接触最モ深キ宗教ヲ通ジ適切ニ日本語普及ヲ行フ様指導協力ス

絵画班：絵、写真ト文字トノ連関ニ依リ直観的ニ日本語ヲ普及セシム

また日本語普及にあたっては「最初ハ片仮名ヲ使用シ口語標準語テ以テスル」とし、日本語学習熱を高揚させるために、官庁、民間商社において日本語の素養ある者に対しては優先権を与えるようにとしている。

②第2期(1943年4月～8月)

この時期の日本語普及計画として「軍政ノ浸透ニ応ジ人員資材ノ整備ヲ待ッテ日本語普及協会ノ如キ確固タルモノヲ樹立シ以テ益々本格的活動ヲ実施ス」としたうえで事業予定として「日本語普及冊子の編纂」「日本語普及協会の設置」をあげている。

③第3期(1943年9月～12月)

軍政浸透に伴い「日本語教育機関の統一整備」「日本語教育資料の整備」「日本語教育指導者の養成」の3点を企画している。(ただし、前述のとおり43年10月にフィリピンは<独立>し、この時点で軍政は撤廃されている。)

日本語普及策は概ね上記の計画案に沿って下記のような施策がとられた。

①日本語普及週間の実施

軍政監部はフィリピンにおける日本語普及を促進するために日本語普及週間を実施し、その第1回は1942年8月22日より開催された。この期間中に「トリビ

ューン」「サンデーニュース」の2紙はカナモジ新聞を発行、マニラに皇軍慰問旅行中の松竹少女歌劇団が日本語の童謡を教授、市内映画館では日本語解説を行なうなど日本語の普及宣伝につとめた²²⁾。1年後の1943年8月25日からは第2回日本語普及週間が実施され、マニラ市内の全小学校で「日本語学芸会」の開催、全校児童3万4千人による日本の唱歌を歌いながらの街頭行進、「日本語大会」などが行なわれた²³⁾。

②新聞・ラジオによる日本語普及

当時、フィリピンで発行されていた日刊紙には、日本文の「マニラ新聞」と英語、スペイン語、中国語、タガログ語の4紙があり、それぞれに日本語講座の欄が設けられていたが、<独立>後は紙面が縮小された²⁴⁾。また、マニラ新聞社が発行していた週刊の「ニッポンゴ」があり、日本の昔話や『ハナシコトバ』の文法説明などが英語あるいはタガログ語で掲載されていた。仮名遣いは、外国語紙の日本語欄は表音仮名遣いを使用しているのに対して、「ニッポンゴ」は歴史的仮名遣いを使用していた。

フィリピンでは、新聞による日本語普及がはかられたが、英字紙である「トリビューン」の発行部数は1万5千部で²⁵⁾、それに対して当時のフィリピンの人口は約1635万人であった²⁶⁾ので新聞による日本語普及にどれほどの効果があったかは疑問である。

ラジオによる日本語普及は1942年7月より始められ、マニラ放送局が毎週月、水、金の3回、6時半から30分間「日本語の時間」を放送していた。この放送を聴いて学んだ人は、軍報道部日本語普及班よりニッポンゴ講習修了証書が授与され、将来の就職に便宜が与えられた²⁷⁾。ラジオによる日本語教育について、当時、軍政監部司政官であった蒲生英男は「日本人の日本語を聞く機会が少ないか全くない様なフィリピン人の日本語の発音を正しくするためには、ラジオは絶対に必要である。さもないと、熱心な連中がケ・フ・ハ・アチュイという日本語を身につける危険が充分にある」²⁸⁾と述べ、ラジオによる音声教育の必要性を説いている。ただし、ラジオによる日本語講座の内容は、当時朝日新聞マニラ支局員であった扇谷正造によると「(前略) 僕もスイッチを切ってみたら「サーモメーター・ミーンズ・ジャパニーズ・カンダンケイ」といふので、ハハア、病気の項についてやってるなど興味をひかれ、そのまま続けて聞いてると、「カン・イズ・コールドネス」「ダン・イズ・ウェアムス」「ケイ・イズ・メチャー」といふので、びっくりし、こりゃ一体日本語かいなと思はず、首をひねったものである。」²⁹⁾とあり、かなり程度の低いものであったようである。

③日本語講習会等の設置

軍政期のフィリピン全土における日本語学校数、学習者数のデータは得られな

かったが、1943年8月の時点で中部ルソン地区では日本語教室67ヵ所、学習者数約3900人となっている³⁰⁾。ただし、これはほとんどが各地の警備隊が宣撫と治安維持の手段としておこなったもので組織的に行なわれたものではなかった。また、＜独立＞後の成人の日本語学習熱について「独立後、ラウレル大統領の政府によって、タガログ語が国語として選ばれたことは、周知のとおりである。だが、アメリカ政策がなかなか解消せず、英語がはばを利かしていることは、今日とてまかはらぬ（中略）独立してから、ひいては今日の戦局にからんで、日本語熱が冷めてきたといふ見方をするものもないではない」³¹⁾という報告もあり成人の日本語学習熱は総じて高くなかったのではないだろうか。

3.3.6. 日本語教育はいかに行なわれたか

当時の南方における日本語教授法は直接法が原則とされた。しかし、フィリピンでは必ずしも直接法には拠っていない。雑誌『日本語』現地通信³²⁾では「二、三の学校を参観しまして、直接法あり対訳法あり種々様々で（中略）『ハナシコトバ』と『日本語読本』を使用しています」とある。また教員訓練所を卒業し小学校で日本語教育に当たっていたフィリピン人教師の教授法について「教授法は直接法で教授し得る教師が大分多くなったが、実力不足の者は英語、タガログ語又は地方語を媒介語として使用している」³³⁾とある。日本人日本語教師の場合、小出先生は「基本的には直接法で教えたが、文法や語彙の説明は一部、英語で行なった」とのことである。また、第14軍報道部は「直接日本語ヲ以テ教授スルヲ原則トスルモ現況デハ結局媒介ニハ英語ヲ以テスル方ガ短期速成ニハ特ニ効果的ナリトハ実際其ノ衝ニ当リシ人ノ言デアル」³⁴⁾としている。

言語技能の指導順位に関して、第14軍報道部では「五十音ノ片仮名ヲ最初ニ教授スル者アリ又、話言葉即チ耳ノ練習カラ這入り而シテ後片仮名ヲ教授スルモノアリ、何レモ学校或ハ講習会等組織的ニ教授スル所ニ於テハ相当ノ成績ヲ挙ゲツツアル実情ナリ」³⁵⁾としており、文字表記から教授する者、話し言葉から教授する者まちまちだったことが分かる。文字の指導順位は、まず片仮名の普及が図られたが、小出先生の場合は「小学校の授業では、「聴く・話す」の学習を優先し、文字ならびに書き言葉の指導はあまり行なわず、大学の授業では片仮名と漢字を教え、平仮名はあまり教えなかった」とのことである。また、地方で駐屯地の将兵が教えていた所では、当時、南方を視察した明治大学予科教授の桜田常久によると「兵隊さんが原住民の子供に平仮名の「いろは」を教えていたが、それからあまり速くない町では、「アイウエオ」を教えていた。」³⁶⁾とあり、文字の指導順位に関しては統一がとれていなかったとみられる。表記に関してはフィリピンでは統一された基準は定められていない。前述のとおり学校教育において

は、教科書はまず『ハナシコトバ』上中下が使用され、それが終了すると『日本語読本』巻一・二が使われたが、『ハナシコトバ』は表音仮名遣い、『日本語読本』は歴史的仮名遣いで表記されている。『ハナシコトバ』から『日本語読本』へ移行するにあたっては相当のギャップがあったのではないだろうか。蒲生英男（1944）³⁷⁾に、マニラの教員訓練所を卒業し、現地の小学校で日本語を指導しているフィリピン人教師の手紙が紹介されているが、それには表音仮名遣いと歴史的仮名遣いが混合している。実際、小出先生はそのギャップを認め「『ハナシコトバ』終了後は『日本語読本』は使わなかった」そうである。

次に実際の教室活動について述べる。

学校教育において使用された教科書『ハナシコトバ』には教師用指導書である『学習指導書』が別に刊行されている。この『学習指導書』には直接法による教室活動における指導手順等が詳細に記載されている。ただし、小出先生に『学習指導書』のコピーをお見せしたところ全くの初見でその存在も知らないと言われた。つまりほとんど配布されていないということがいえるのではないか。『ハナシコトバ』は、一つの文型に対して例文が2、3と挿し絵が提示されているだけで、現代の日本語教科書のように練習問題のような形式のものは全くないため、教えにくい教科書ではなかっただろうか。小出先生の場合は「小学校では『ハナシコトバ』は主に語彙の指導に使用し、文型指導にはあまり使わなかった」とのことである。教室活動は、「命令形あるいは「～てください」の形で口頭で例文を言い、それに対して学習者が動作で応えるという形式（※筆者注：現在でいうTPRにちかいものか）で行なっていた」とのことである。

日本語学習者については、小出先生によると「総じて学習熱心で日本語習得能力も高く」小出先生の担当した小学生クラスでは「一年間のうちに『ハナシコトバ』上中下を終了し、さらに教師の作成したプリントなどを使用していた」とのことである。『ハナシコトバ』は上中下で学習時間150時間を想定している。当時のフィリピンの小学校教育の日本語授業時間数は1日20分であるので毎日授業をしたとしても1ヵ月の学習時間は6～7時間であるから相当速いペースで授業が進められたことが分かる。

4. おわりに

以上、太平洋戦争期のフィリピンにおける日本語教育について具体的にみてきた。当時の南方における日本語教育は、旧植民地であった台湾・朝鮮に対する日本語教育と同様に強制的な言語教育であり、いわゆる皇民化・日本化教育の一環として行なわれたものと受けとられがちである。強制的な言語教育という点に関しては、フィリピンの場合、学校教育においては前述のとおり1943年1月より

同年 10 月に<独立>するまでの期間は全ての教育機関で日本語が必修とされたが、<独立>後は選択科目とされた。また、成人に対する日本語教育では軍政期も必修という形はとられなかった。皇民化・日本化教育という点では、中央の企図した日本語教育の最終的な目的は「いわゆる大東亜共栄圏構想を普及徹底し日本文化の浸透を図る」「日本語を大東亜の共通言語とする」の 2 点にあったが、現場の日本語教師がそのような意識で教授活動を行っていたかは疑問である。フィリピンで活動した日本語教師については次のような指摘がある。「教育関係者、特に派遣教員は「共栄圏建設」の使命を果たすため（中略）「大東亜建設」の理念、「皇国日本」の原理を説き、日本語、日本文化を教えた」³⁸⁾。しかし、小出先生は「日本語を教えるのに一生懸命で大東亜共栄圏云々なんてとても」と語っておられた。また教授内容、教授法等に関して上からはつまり軍政監部からはなんらの指示もなかったそうである。ほとんど教師の自由裁量に任されていたといえる。

日本の敗戦により、フィリピンでの日本語教育は終止符がうたれたが、当時の教え子たちが戦後 10 年たって同地での日本語教育の担い手となったという小出先生の言葉を最後に付け加えておく。

※本稿が依拠する修士論文のご指導をいただいた拓殖大学の川瀬生郎先生と貴重なご体験をお話くださった小出詞子先生に感謝申し上げます。

凡例

引用文の表記について：漢字片仮名まじり文はそのまま表記した。歴史的仮名遣いは一部を除きそのまま表記した。漢字については旧字体のものは新字体に書きかえた。

註

- 1) 戦中のフィリピンにおける日本語教育について論じたものには太田弘毅（1986）「フィリピンにおける日本軍政と日本語教育」『政治経済史学』213号政治経済史学研究所、宮脇弘幸（1990）「南方占領地における日本語普及と日本語教育－日本軍占領下フィリピンとインドネシアの場合・第1部フィリピン」『成城文芸』130号成城大学、木村宗男（1991）「戦時南方占領地における日本語教育」『講座日本語と日本語教育 15 巻日本語教育の歴史』明治書院、瀬戸健寿（1993）「日本統治下フィリピンと日本語教育」『日本語・日本文化』大阪外国語大学留学生日本語教育センターなどがある。
- 2) 「大東亜建設審議会第三回総会議事速記録」（1942）p.57 による。（復刻版 1995『大東亜建設審議会関係資料』1巻龍溪書舎）に所収

- 3) 陸垂密 6397 号 ジャワ軍政監部総務部調査室 (1944) 『ジャワにおける文教の概況』 pp. 235～237 による。(復刻版 1991 龍溪書舎) に所収
- 4) 渡集団 (陸軍第 14 軍) 軍政部 (1942) 『軍政公報』 1 号 p.14
- 5) 渡集団司令部 (1942) 「軍政実施概要報告」による (欠損多くページ記載なし)。
- 6) 渡集団報道部 (1943) 『第 14 軍宣伝班宣伝工作史料集』 (復刻版 1996 龍溪書舎) pp.153～178
- 7) 内山良男 (1944) 「比島の日本語と日本語問題 (一)」日本語教育振興会 『日本語』 4 巻 1 号 p.11
- 8) 同上書 p.11
- 9) 『ハナシコトバ』は文部省図書監修官であった各務虎雄によって編纂され、初版は上巻が 1941 年 2 月、中下巻は同年 3 月に東亜同文会より刊行され第 2 版以降は日本語教育振興会より刊行された。表記は表音式で全て片仮名表記
で語彙数は約 600。想定学習時間は約 150 時間。「音声言語」を通しての言語習得を第 1 義としている。
- 10) 『日本語読本』は巻一～五まで日本語教育振興会より刊行 (執筆者は釘本久春)。書き言葉に習熟させることを目標としている。巻一は漢字片仮名まじり表記で歴史的仮名遣いが使われている。新出語彙 (『ハナシコトバ』で未習のもの) は 487。想定学習時間は約 120 時間。
- 11) 前掲 7) pp.11～13
- 12) 同上
- 13) 石黒修 (1943) 「日本語教育の新しい出発」国語文化学会編『外地・大陸・南方日本語教授実践』 pp.250～252
- 14) 小出先生への聞き取りによる。
- 15) 同上
- 16) 前掲 7) p.12
- 17) 宇都宮直賢 (1983) 『アメリカ “S” 派遣隊』芙蓉書房 pp.27～28
- 18) 前掲 7) p.12
- 19) 同上書 p.13、鈴木静夫・横山真佳編著 (1984) 『神聖国家日本とアジア』勁草書房 p.176 による。
- 20) 「マニラ新聞」マニラ新聞社 1943 年 9 月 15 日記事による。
- 21) 前掲 6) pp.160～163
- 22) 「朝日新聞」1942 年 8 月 23 日記事、前掲 13) p.253 による。
- 23) 鈴木静夫・横山真佳 (1984) 『神聖国家日本とアジア』勁草書房 p.179

- 24) 松原至大 (1944) 「日本語普及と新聞」日本語教育振興会『日本語』4巻9号 p.27
- 25) 扇谷正造 (1943) 「マニラの一日」『教育』11巻7号 岩波書店 p.20
- 26) 1940年次の人口。企画院研究会 (1943) 『大東亜建設の基本綱領』同盟通信社 p.95
- 27) 前掲 23) p.178
- 28) 蒲生英男 (1944) 「フィリピンに於ける日本語教育の現況」日本語教育振興会『日本語』4巻1号 p.40
- 29) 前掲 25) p.18
- 30) 前掲 23) p.177
- 31) 前掲 24) p.26
- 32) 『日本語』4巻2号 (1943) p.53
- 33) 前掲 7) p.42
- 34) 前掲 6) p.169
- 35) 前掲 6) p.170
- 36) 桜田常久 (1943) 「南方で聞いた日本語」日本語教育振興会『日本語』3巻4号 p.119
- 37) 蒲生英男 (1944) 「現地日本語教員よりの手紙」日本語教育振興会『日本語』4巻2号 p.66
- 38) 前掲 1)宮脇 (1990) p.81

引用文献以外の主たる参考文献

- 朝日新聞社編 (1942) 『国語文化講座』第6巻『国語進出編』
- 池端瑞穂編 (1996) 『日本占領下のフィリピン』岩波書店
- 石井均 (1992) 「太平洋戦争下日本の対南方教育政策」『国立教育研究所紀要』第121集
- 石黒修 (1943) 「南方派遣日本語教師」『教育』11巻4号 岩波書店
- 小沢有作 (1969) 「太平洋戦争下の日本語教育」『教育』19巻8号 国土社
- 川島緑編 (1994) 『防衛研究所所蔵日本のフィリピン占領関係史料目録』東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所
- 小出詞子 (1972) 「日本語教育について」『日本語教授法の諸問題』文化庁
- 小出詞子 (1991) 『日本語教育とともに 小出詞子著作集』凡人社
- 小林英雄 (1942) 「フィリピン教育の概要」『東亜文化圏』1巻5号 青年文化協会東亜文化圏社
- 佐藤秀夫他 (1993) 『第2次世界大戦前・戦時期の日本語教育関係文献目録』

日本語教育史研究会

日本のフィリピン占領期に関する史料調査フォーラム編（1994）『インタビュー
記録日本のフィリピン占領』龍溪書舎

防衛庁防衛研究所戦史室（1985）『史料集南方の軍政』朝雲出版社

文部省（1954）『学制八十年史』

（イーストウエスト日本語学校非常勤講師）